

「健全な法治国家のために声を上げる市民の会」規約

(名称)

第1条 本会の名称は「健全な法治国家のために声を上げる市民の会」とする。

(所在地)

第2条 本会は、主たる所在地を東京都■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 八木啓代氏宅内に置く。

(目的)

第3条 国民生活や内外政治過程に関する情報を知る権利は、健全な民主主義社会の基礎を守るものであるという前提に立ち、本会は、国家による有形無形の言論統制や メディアの世論誘導に反対し、あらゆる思想信条の違いを越えて市民たちが連携し、共に声を上げ、行動することをつうじて、市民的自由と開かれた言論が保証された健全な法治国家および民主的社会を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)前条に掲げた共通の目的意識を持った内外市民(国籍を問わず)の連携ネットワーク作り
- (2)国家による言論統制やメディアの世論誘導に対するチェック活動および建設的な提言活動等による社会啓蒙事業
- (3)前項に関わる、市民の会ホームページの運営、レポート発行、シンポジウム・セミナー開催等の情報発信事業
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、前条事業に参加または支援する意思を持つ内外市民(国籍を問わず)を会員とする。本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員(会費は別途運営細則に定める。)
- (2) 特別会員
- (3) サポーター会員
- (4) 正会員については2年間会費を滞納した場合にサポーター会員とする。ただし会費が納入されれば、その当該年度から正会員資格が復活する。(1)から(3)に規定される会員が一年以上、e-mailでの連絡が取れない場合、その当該年度から会員資格を喪失するものとする。

(組織)

第6条 本会は組織として、総会・理事会・事務局を置く。

- (1) 総会は正会員をもって構成し、本会の最高意思決定機関とする。
- (2) 理事会は総会において選任される理事をもって構成し、事業を達成するために総会に委託された業務に関する意思決定を行い、それを執行する。

(3) 記録・会計・広報等の日常業務を遂行するために若干名の会員によって構成される事務局を置き、その統括のために理事兼務の事務局長を置く。

(総会の運営)

第7条 総会は、本会の会計年度終了月から2ヶ月以内に定例総会を開催する。ただし、理事会の要請または正会員の三分の一の書面による要請があれば、臨時に開催できるものとする。

(1)総会は、以下の事項について協議の上、議決委任及び出席者の過半数をもって議決する。

- 1)総会議長・議事録署名人の選出
- 2)事業報告及び決算
- 3)事業計画及び予算
- 4)理事の選任
- 5)会則の変更
- 6)その他、除名・解散等会の運営に関する重要事項

(2)総会の司会は事務局長がこれに当たる。

(3)総会は、委任状(e-mailも可)を含めて正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(4)総会議事録は、当期役員以外の正会員2名よりなる議事録署名人の署名を必要とする。

(5)総会は、インターネット等を利用する電子会議でも開催できるものとする。

(理事会の運営)

第8条 理事会は委任(e-mailも可)を含む理事の過半数をもって成立し、2ヶ月に一回、定例開催する。

(1)定例総会後の第一回理事会において、理事の互選によって会長・副会長・事務局長を選出し、理事の役割 分担を決める。

(2)理事の定員は10名以上15名以内とする。

(3)理事会は、必要があれば会長の招集によって臨時開催することができる。

(4)理事会は、正会員の中から監査役を2名委嘱する。

(5)監査役は必要があれば理事会で意見を述べることができる。

(6)理事及び監査役の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

(7)理事会は、インターネット等を利用する電子会議でも開催できるものとする。

(職務)

第9条 理事は以下の職務を執行する。

(1)会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3)理事は会長、副会長とともに理事会を構成し、本会の運営業務を担当する。

(4)事務局長は、会の日常業務を統括し、理事会議事録を作成する。

- (5)正会員としての入会申請または退会申請がある場合は理事会において審査の上、承認する。
- (6)理事会は、理事2名以上の推薦により特別会員としての入会を承認する。
- (7)理事会は、事務局長の推薦によりサポーター会員としての入会を承認する。
- (8)本会が第3条に規定される目的を持つアドボカシー団体であることに鑑み、会員が本会の目的に反する言動を繰り返す場合、理事会は退会勧告をすることができる。
- (9)会員が、前項の規定による退会勧告を受け入れない場合、理事会は総会に対して当該会員の除名決議を議事として提案することができる。

(報酬等)

第10条 理事は無報酬とする。

(寄付)

第11条 本会は正会員の会費による運営を基本とするが、会員及び外部支援者からの寄付金を随時受け付ける。ただし、特定の宗教的・政治的背景を持つ個人及び団体からの高額且つ継続的な寄付は、本会の目的に鑑み辞退することがある。

(会則変更)

第12条 この会則に定めのない事項の追加を含めて、総会において、正会員の過半数の承認がなければ会則の変更はできない。

(解散)

第13条 この会の解散は総会において議決する。ただし残余の資産は、非営利団体としての「非配当の原則」に則り、会員に対して分配せず、会の目的に合致する団体等へ寄付するものとする。

附 則

(サポーター会員の定義)

本会は、広く支持者を求めするためにサポーター会員を設置する。サポーター会員とは、寄付、活動資金（カンパ）協力者、ネット上の広報協力者等を含み、メールアドレスを本会に登録した支援者のことをさす。

(特別会員の定義)

本会は、広く各分野の専門家との連携、協力をはかるために特別会員を設置し、理事会の責任において随時タスク・フォースを編成し、情報発信等に資することとする。

(会則の施行)

この会則は、2010年12月4日から施行する。
2020年8月16日から一部修正し、施行する。